

埼玉県立自然公園条例施行規則(抜粋)

別表第3 (第17条関係)

※普通地域内における行為の届出については以下の書類を添付する。

番号	届出を要する行為の種類	届出書の名称	様式	添付図面等
1	条例第14条第1項第1号に掲げる行為	工作物の新(改・増)築届出書	第3号の1	<ol style="list-style-type: none"> 1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概要図及び天然色写真 3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、断面図及び構造図 4 工作物として図示された部分に当該工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル値(日本産業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性による色の表示をいう。以下同じ。)が記載された縮尺100分の1以上の全ての立面を表示した立面図 5 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
2	条例第14条第1項第2号に掲げる行為	水位(水量)の増減行為届出書	第3号の2	<ol style="list-style-type: none"> 1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真並びに行為の施行方法の表示に必要な図面
3	条例第14条第1項第3号に掲げる行為	広告物の設置等届出書	第3号の3	<ol style="list-style-type: none"> 1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真 3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
4	条例第14条第1項第4号に掲げる行為	水面の埋立て(干拓)届出書	第3号の4	<ol style="list-style-type: none"> 1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上

				<p>の概況図及び天然色写真</p> <p>3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図及び断面図</p> <p>4 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面</p>
5	条例第14条第1項第5号に掲げる行為	鉱物の掘採（土石の採取）届出書	第3号の5	<p>1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図</p> <p>2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真</p> <p>3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図及び断面図</p> <p>4 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面</p>
6	条例第14条第1項第6号に掲げる行為	土地の形状変更届出書	第3号の6	<p>1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図</p> <p>2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真</p> <p>3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図及び断面図</p> <p>4 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面</p>

一部改正〔昭和54年規則30号・平成15年20号・23年41号〕